

## 法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン（案）

令和元年〇月〇日  
文部科学省高等教育局  
専門教育課専門職大学院室

本ガイドラインは、平成31年1月28日付けで中央教育審議会大学分科法科大学院等特別委員会が取りまとめた『「法曹コース」に関する考え方』（以下「考え方」という。）と第198回常会で可決された「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第44号）（以下「改正連携法等」という。）において規定された法曹養成連携協定に係る条項の対応関係を整理し、その具体的な運用方針を示すものです。

### 【本ガイドラインの構成について】

本ガイドラインは以下のとおり、「考え方」と改正連携法等の関係条項を整理し、その運用方針（ガイドライン）を記載しています。また、巻末には改正連携法等の新旧対象表に加え、各大学から法曹コース開設に関して寄せられた質問への回答をFAQ形式でまとめ、協定締結及び法曹コース開設に関する不明点の解消に資するようになっています。

※本ガイドラインでは、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」は「連携法」と、「学校教育法」は「学教法」と略記しています。法律の各条項は、巻末の改正連携法等の新旧対照表の改正後の条項に対応しています。

<p>1 法曹コースの定義と概要 <b>連携法第6条第1項、第2項</b></p> <p>法学部を設置する大学が、（中略）学部段階からより効果的な教育を行うものを「連携法曹基礎課程」（以下「法曹コース」という。）という。</p> <p>法曹コースは、学科・課程等として開設することができる他、学科・課程等の中で開設することもできる。</p>	<p>「考え方」本文</p> <p>関連する改正連携法等の条項</p>
<p>【解説】</p> <p>○ 法曹コースは学位プログラム（下図①パターン）や各大学の判断により、その他の方式（下図②や③）で開設することが可能です。</p> <p>ただし、学位プログラム方式以外の場合、コースを修了しても早期卒業要件を満たせないなど、法曹コースと法科大学院の円滑な接続に支障が生じるおそれがあることから、当該方式の特性について、入学志願者に対してあらかじめ十分に説明するなどの配慮をしてください。</p>	

# 「法曹コース」に関する考え方について

平成31年1月28日  
中央教育審議会大学分科会  
法科大学院等特別委員会

本特別委員会として、「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（平成30年3月13日）を踏まえ、法学部等（以下「法学部」という。）が自校又は他校の法科大学院と連携して体系的・一貫的な教育課程を編成し、法曹志望者や法律の学修に関心を有する学生に対して学部段階からより効果的な教育を行う「法曹コース」の考え方について、以下のとおり整理する。

## 1 法曹コースの定義と概要 **連携法第6条第1項、第2項**

法学部を設置する大学が、国の定める下記要件を満たし、自大学又は他大学が設置する一以上の法科大学院と連携して法科大学院既修者コースの教育課程と一貫的に接続する体系的な教育課程を編成し、法曹志望者や法律の学修に関心を有する学生に対して、学部段階からより効果的な教育を行うものを「連携法曹基礎課程」（以下「法曹コース」という。）という。

法曹コースは、学科・課程等として開設することができる他、学科・課程等の中で開設することもできる。

### 【解説】

○ 法曹コースは学位プログラム（下図①パターン）や各大学の判断により、その他の方式（下図②や③）で開設することが可能です。

ただし、学位プログラム方式以外の場合、コースを修了しても早期卒業要件を満たせないなど、法曹コースと法科大学院の円滑な接続に支障が生じるおそれがあることから、当該方式の特性について、入学志願者に対してあらかじめ十分に説明するなどの配慮をしてください。

#### ①開設パターン1

法曹コース＝学位プログラムとして、学士の学位を取得させるに当たり、学士のレベルと分野に応じて達成すべき能力を明示し、それを修得させるように体系的に設計した教育プログラム

（法曹コース＝学位プログラム）

学科・課程、  
コースとして開設

（メリット）  
卒業要件とコース修了要件が一致することで、早期卒業要件は満たしているがコース修了要件が満たされていないという事態が発生しない。

#### ②開設パターン2

学位プログラムの構成要素の一部として、学科・課程やコースの中に、法科大学院に入学するための能力を修得するために体系的に編成された履修プログラム方式として開設

（履修プログラム方式）

学科・課程、  
コースに学位プログラムの一部として開設

（メリット）  
法曹コースの追加的選択や途中離脱がある程度、柔軟にできることから、学生のニーズに応じやすい。

#### ③開設パターン3

学位プログラムとは別に法科大学院に入学するための能力を修得するために体系的に編成された独立教育プログラムとして開設  
独立教育プログラムの一部が学位プログラムに組み込まれていることも可能

（独立教育プログラム方式）

学位プログラム

+

学位プログラムから独立して法曹コースを開設

（メリット）  
法曹コースとしての体系的なカリキュラム編成が学位プログラムから独立して開設可能。  
※開設科目の一部が卒業要件単位に含まれていても可。

## 2 法曹コースの開設手続き **連携法第6条第1項、第2項**

法曹コースを開設しようとする大学と法科大学院を設置する大学の間で協定（「法曹養成連携協定」という。）を締結することによって、大学は法曹コースを開設することができる。

当該協定が適当である旨の文部科学大臣の認定を受けることにより、協定に基づき開設された法曹コースの修了者は、6（2）に係る法学既修者認定の対象となり、協定先の法科大学院は、6（1）による特別選抜を実施するものとする。

### 【解説】

- 法曹養成連携協定の主体を大学から部局へ委任し、部局間で協定を締結することも可能です。
- 法曹コースの開設決定後、学部等におけるコースの位置づけやコースの選択方法、修了要件等については、学内の規則において明確に規定してください。

### （1）法曹コースを開設することができる学部

法曹コースは、授与する学位に付記する分野が法学に関するものである学部において開設が可能。

### 【解説】

- 学位に付記する分野の名称に関しては、必ずしも「法学」に限定されるものではなく、法科大学院未修者コースにおいて修得すべき能力を育成するために必要な学修を提供できる法学に関する分野であり、その旨を協定先の法科大学院が判断できるものであれば問題ありません。

### （2）法曹養成連携協定に定める事項

- ①法曹コースの名称
- ②当該コースにおける成績評価の基準

### 【解説】

- 法曹養成連携協定において定める法曹コースの成績評価の基準は、当該成績が特別選抜の基礎資料となることを踏まえ、連携先の法科大学院と協議の上、適切な水準に設定してください。  
また、法曹コースは早期卒業制度を活用して法科大学院既修者コースに接続することを標準的な運用とするものであることから、その成績評価は、早期卒業制度を運用するに当たり求められる水準の厳格性が必要であり、大学教育の質の低下を招かないよう、教育の成果を適正に評価することが求められます。

- ③法科大学院を設置する大学の、法曹コースに対する協力に関する事項
- ④法曹コース修了予定者を対象とする協定先の法科大学院における入学者選抜の方法
- ⑤協定の有効期間、協定が履行されなかった場合の措置

- ⑥法曹コースにおいて協定先の法科大学院の入学者に求められる学識を修得させるための教育課程を編成することなど、法科大学院における教育と協定先の法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るために必要な措置

**【解説】**

- 連携先の法科大学院の未修1年次で単位修得していなければ2年次に進級できない科目は、法曹コースにおいて網羅的に学修できるよう、法曹コースの教育課程を編成することが必要です。

3 文部科学大臣による認定の要件 **連携法第6条第1項、第3項**

**【解説】**

- 法曹養成連携協定が適当であることについて文部科学大臣の認定を受けようとする場合には、別添の協定書の雛型に基づき作成された協定書を、法科大学院を設置する大学から文部科学大臣宛に申請してください。
- 令和2年度から法曹養成連携協定の認定を受けることを希望する場合の大学の申請や文部科学大臣の認定は、以下の時期を予定しています。
- ・令和元年9月末 認定に係る手続きの詳細を通知
  - ・令和元年11月末 認定申請締切期限
  - ・令和2年1月中 認定通知
- ※11月末以降に別途、認定申請を受け付け、年度内に認定に係る通知をす  
る方向で検討中です。

大学間で締結した法曹養成連携協定について、協定を締結した大学からの申請に基づき当該協定を文部科学大臣が認定する場合には、以下の①～⑤を確認する。

- ① 法科大学院が、適格認定を受けていること。
- ② 法曹コースの教育課程が、以下（イ）及び（ロ）も含め、協定先の法科大学院既修者コースの教育課程と円滑に接続するよう、一貫的・体系的なものとして編成されていること。
- （イ） 法科大学院の法律基本科目に相当する科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）が開設されており、協定先の法科大学院既修者コースの学修に円滑に接続するために必要な基礎的な学識及び能力を修得させる科目が必修科目とされていること。

**【解説】**

- 法曹コースにおいて開設することになる「法律基本科目に相当する科目」のうち「基礎的な学識及び能力を修得させる科目」は、法曹コースが法科大学院既修者コースへの接続を前提としていることから、同コースの科目は、法科大学院未修1年次の内容と同等以上であることが必要です。

- （ロ） 協定先の法科大学院既修者コースとの円滑な接続を図るための措置（法科大学院教育の導入として法情報調査に関する科目や少人数か

つ双方向・多方向授業を行う科目のほか、共同開講科目の開設、科目等履修の活用など）が講じられていること。

**【解説】**

○ 括弧書きは例示であり、網羅的に対応を求めるものではありませんが、法科大学院教育の導入教育や、意欲と能力のある学生がより発展的な学修を行うことができるなど円滑な接続を図る必要があります。

- ③ 法曹コースにおける科目の単位の修得状況を踏まえた選抜を行うこととされていること。
  - ④ 協定が履行されない場合の措置において、法曹コースの学生が不利益を受けないよう配慮されていること。
  - ⑤ 早期卒業に関する手続き規定が定められ、早期卒業を希望する学生に対し、適切な学修指導の実施等の十分な教育的配慮を行う体制が構築されていること。
- ※ 上記のほか、中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30年11月26日）を踏まえ、学修成果の可視化が担保されていることなども考えられる。

#### 4 その他法曹コースに求められる事項

##### (1) 規模

法曹コースを選択する学生の法科大学院進学予測可能性を高めるため、法曹コースを開設する大学は、協定先の法科大学院が実施する特別選抜の募集人員等を踏まえたコース修了予定者の規模を設定すること。法曹コースは、その教育にふさわしい環境の確保のため、学生数を適切に管理すること。

**【解説】**

○ 法曹コースを開設する大学において、協定先法科大学院の特別選抜の規模や協定先法科大学院が法曹コースで求める教育を実施するために必要な教員数等を勘案し、協定締結予定の法科大学院との協議を経て、最終的に法曹コースを設置する大学において法曹コースの規模を決定してください。

法曹コースの修了・法科大学院への進学に関する設計としては、以下のような例が考えられますが、法曹コースを選択する学生の法科大学院進学に係る予測可能性を高める観点から、いずれの設計であるのかについて学生に対する周知を徹底してください。

- ① 大学入学者選抜の段階、若しくは第2学年進学時において、在籍人数を選抜・限定し、当該人数が法曹コースを修了するもの。
- ② 入学時または第2学年進学時には幅広く在籍し、学年進行とともに、コース外（法学部内の他のコースや専攻、法学部以外の学部）に移る学生が一定程度いる中で、最終的に修了する人数は限定されるもの。
- ③ 入学時または第2学年進学時には幅広く在籍し、その人数が概ね修了した上で、特別な選抜においてその成績は考慮しつつも、別途入学者選抜で進学者を絞るもの。

## (2) 成績評価と修了者の質の保証

### 【解説】

- 法曹コースは早期卒業制度を活用して法科大学院既修者コースに接続することを標準的な運用とするものです。したがって、その成績評価は、早期卒業制度を運用するに当たり求められる水準の厳格性が必要であり、大学教育の質の低下を招かないよう、教育の成果を適正に評価することが求められます。

法曹コースにおいては、厳格な成績評価により修了者の質の保証が求められるところ、その在り方には、例えば、以下のような取扱いが考えられる。

- ①法曹コースと法曹コース以外の学生が混在した形ですべての科目を設定し、厳格な成績評価を実施するものとする。

### 【解説】

- 「履修プログラム方式」により法曹コースを開設する場合、例えば、法曹コースの学生とそれ以外の学生が同一科目を履修し、同一基準で成績をつけた上で、B以上を修了要件（C以下で合格した場合には、卒業単位は取得するが、法曹コース修了の要件は満たさない）とすることにより、厳格な成績評価を実施することも可能です。

- ②法曹コースの学生のみが履修できる科目又は法曹コースの学生が履修を義務付けられる科目を設定するなどし、その科目の内容や成績評価についてきめ細かく評価することにより、法曹コース全体として厳格な成績評価を実現し、修了者の質の保証を実現するもの。

## (3) 早期卒業

法曹コースにおいては、早期卒業制度を活用することが期待されることから、大学が、協定先の法科大学院既修者コースの教育課程及び入学者選抜などを踏まえて、その学修に円滑に接続するために必要な基礎的な学識及び能力を学部3年終了時までには修得させることが可能となる教育課程を編成すること。その際修得させる科目については、必修科目、選択必修科目を適切に組み合わせて提供すること。

### 【解説】

- 法曹コースは早期卒業を前提として法科大学院の既修者コースに接続するものですが、早期卒業の要件に関する制度的な変更はないことから、これまでの「優秀な成績」要件を満たす必要があります。なお、優秀性の判断基準は各大学が定めるものであり、その運用に当たって、大学教育の質の低下を招くことがないようご注意ください。
- 早期卒業の要件は「当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合」と規定されていますが、各大学において早期卒業の可否を総合的に判断する際に、法科大学院の特別選抜の可否を判断材料の一つとして取り扱うことは差し支えありません。

## 5 その他法科大学院に求められる事項 **連携法第4条、第5条、第9条**

### (1) 法曹コースの開設の準備に必要な情報の公表

法科大学院を設置する大学において、当該法科大学院既修者コースの教育課程や教育課程を履修する上で求められる学識及び能力を公表すること。

#### 【解説】

- 法曹コース開設準備に必要な情報は、法曹コース開設準備のために法曹コース設置を考えている大学や当該法科大学院の既修者コースへの入学を希望する学生のために法科大学院に公表を求めるものです。したがって、少なくとも、未修者コース1年次修了時に分野ごとに到達しておくべき能力を公表することは必須と考えています。
- 連携法第5条第1項第2号に規定する法科大学院が公表すべき「成績評価の基準」とは、各評語をどのような学修到達度の者に与えるか、相対評価を実施する場合の各評語の分布の目安といった内容を想定しています。また、その「実施状況」とは、例えば、個別の科目毎に「AA評価が何名、A評価が何名……」といった各評語の分布状況といった内容を想定しています。

### (2) 法曹コースの開設を希望する大学への協力

法曹コースの開設を希望する大学の求めに応じ、必要な協力を行うこと。

### (3) 法曹コースの教育課程の編成に当たっての留意事項

- ①科目等履修や共同開講の対象となる科目については、基礎法学・隣接科目や法律基本科目と関連が深い展開・先端科目を主に想定しつつも、法曹コースを開設する大学と協議し、決定すること。
- ②法曹コースの学生が法科大学院入学前に修得した①に関する科目の単位は、法学部又は法科大学院のいずれかにしか算入できないこと。

#### 【解説】

- 科目等履修により修得した単位は、学部（法曹コース）の単位としてカウントされず、法科大学院の単位にカウントすることができます。共同開講科目として修得した単位は、①学部（法曹コース）の単位として、又は、②大学院の科目等履修生として受講した場合には大学院の単位として、いずれかにカウントすることができます。
- 共同開講科目として修得した単位は、学部（法曹コース）の単位としてカウントされるとともに、「法学既修者認定」（専門職大学院設置基準第25条第1項）との関係では、「当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者」の認定において、当該科目の履修を当該認定の根拠とすることも可能です。

- ③実務基礎科目など理論と実務を架橋する教育については、原則として引き続き法科大学院で行うこと。

## 6 法曹コースと法科大学院との接続 **連携法第6条第2項、第3項**

### (1) 法曹コース修了予定者を対象とした特別選抜

法曹コースの教育課程は、協定先の法科大学院既修者コースの教育課程と一貫的・体系的に編成され、成績評価等に関して法曹養成連携協定が締結されていることから、法科大学院は、協定先の法曹コース等からの入学志願者を対象に、1) から5) に基づき、特別な選抜を実施すること。

### 1) 選抜方法

- ① 特別選抜は、法曹コースの成績、面接、法律科目の論文式試験等、法科大学院が適当と認める資料により、入学志願者の能力等を合理的に総合して判定する方法により実施する。特に法律基本科目の論文式試験を課す選抜を「開放型選抜」とする。
- ② 協定先の法曹コースとの教育課程の連続性を重視した選抜を実施する場合は、法律科目の論文式試験は課さないものとし、「5年一貫型教育選抜」とする。

#### 【解説】

- 協定関係にある大学の中で、特定大学の法曹コースとは、5年一貫型教育選抜を行う協定を結び、その他の大学の法曹コースとは、開放型選抜のみを行う協定を結ぶことはできません。

### 2) 特別選抜の募集人員

- ① 各法科大学院の定員の5割を上限とする。

#### 【解説】

- 定員とは、未修者コースの定員を含む法科大学院の入学定員全体を指します。
- 多様な知識や経験を有する者を入学させる努力義務を負う法科大学院の役割を踏まえ、特別選抜の募集人員を設定する際には、未修者コースの募集人員の確保に十分ご配慮ください。

- ② 特別選抜枠のうち、1) ②による選抜（5年一貫型教育選抜）の募集人員は、原則、定員の4分の1以内とする。
- ③ 法曹コースから特別選抜により法科大学院へ進学できるルートを十分に確保できるよう、法科大学院の定員の4分の1が10人未満である場合には、②の原則に関わらず10人を上限として5年一貫型教育選抜の募集定員とすることを可能とする。

#### 【解説】

- 5年一貫型教育選抜の募集人員を定員の4分の1以内とすることは、原則ですが、各法科大学院が特に必要と判断する場合には、それを超える募集定員の設定も可能です。ただし、開放型選抜の募集人員と合わせて定員の2分の1を超えることはできません。

### 3) 特別選抜の対象

法曹コース修了予定者とし、学生自らが応募する方式を原則とする。



#### 4) 特別選抜の実施時期

「大学院入学者選抜実施要項」（平成20年5月29日付文科高第168号文部科学省高等教育局長通知）に基づき、原則として学生が入学する年度の前年度の7月以降当該年度中の期日で、協定先の法科大学院が求める基礎的な学識及び能力につき適切に判定できる時期に実施すること。

#### 5) 特別選抜の実施に関する留意事項

- ① 同一の募集区分において、選抜方法について、異なる取扱いをしないこととする。
- ② 専願枠や自大学出身者の募集枠を設けることは認められないが、地方においても十分な司法サービスの提供を担う法曹を確保することが不可欠であることに鑑み、地方大学出身者を対象とした特別選抜についてはこの限りではない。この場合、自大学も含めて地方大学出身者を対象とした推薦入試（専願枠を設けることも可）を実施することも認める。

##### 【解説】

- 特別選抜であっても法科大学院の教育を受けるに相応しい適性と能力を判定することに変わりはなく、優秀な志願者の確保を阻害するおそれもあることから、協定先の法曹コースごとに募集定員を設けることはできません。
- （検討中）地方大学とは、直近の国政調査（平成27年）における大都市圏のうち、人口数上位7つの大都市圏（人口の多い順に関東、近畿、中京、北九州・福岡、静岡・浜松、札幌、仙台の大都市圏）以外の地域に設置されている大学に加え、7大都市圏であっても当該都市圏に法科大学院が設置されていない地域とします。  
また、大学本部が7大都市圏内に設置されている場合でも、法曹コースを開設する学部がその圏外に設置されていれば地方大学とします。

- ③ 文部科学省が認定をした法曹コースには一定の質の確保がなされることになる。については、当面の間、1) ①の特別選抜を実施する法科大学院は、原則、協定先でない法曹コースからの入学志願者も、当該特別選抜の対象とすることが求められる。

##### 【解説】

- 開放型選抜において、他大学法科大学院とのみ連携する大学の法曹コースからの入学志願者も選抜の対象とし、試験のスキーム（論文式試験に課す科目や学部成績の配点等）については、同一の取扱いとしてください。  
なお、開放型選抜も、本来の対象者は協定関係にある法曹コースの出身者であることから、協定先の法曹コースに求める学修到達度を評価基準とすることや出願要件として「入学者選抜までに、論文式試験の出題範囲の学修を終えていること」を課すことが適当です。

- ④ 特別選抜の実施に当たって、1) ①のみ実施、②のみ実施又は①及

び②を実施するかは、各法科大学院が判断するものとするが、地方大学出身者を対象とした選抜を除き、協定先の大学によって異なる取扱いをしないこととする。

- ⑤ 開放型特別選抜において、法曹コースの成績を基に科目免除を行うことは、制度開始当初は認めない。

## (2) 法曹コース出身者の法学既修者認定について

法曹コースにおいては、協定先の法科大学院未修者コース一年次の教育に相当する内容を網羅的に学修し、卒業することが前提であることから、平成21年4月17日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告において整理された法学既修者認定に関する以下①及び②の扱いを改め、1)のとおりとす。

- ① 法学既修者認定試験は、履修したものとみなす予定の科目全てを対象とすべきである
- ② 履修免除は、原則として、対象となる1年次配当の必修科目を一括して行うべきである

### 1) 法学既修者認定の取扱い

- ①現在の認証評価基準において、法学既修者認定は、認定する科目について論文式試験の実施が必要とされているが、協定先の法曹コースの特別選抜においては、当該法曹コースの成績を基に一括して法学既修者認定をすることを認める。
- ②法学既修者認定の対象科目として、基礎法学・隣接科目等を新たに加えることを可能とする。法律基本科目以外については、法曹コースの成績を基に法学既修者認定をすることを認める。

#### 【解説】

- 既修者認定科目の対象とすることのできる基礎法学・隣接科目等については、法科大学院における配当年次に関わらず法曹コースで修める学修内容と法科大学院入学後に修めるべき学修内容を勘案し、各法科大学院の判断で認定対象科目に加えることが可能です。

- ③法学未修者が2年次になって初めて学修する法律基本科目（例えば、行政法、訴訟法等）を法曹コースで履修し、単位修得している場合には、法学既修者認定の対象とすることも可能とする。

#### 【解説】

- ②及び③に係る科目の既修者認定については、法曹コースにおける学修状況を個別に確認することにより、既修者認定することも可能です。

- ④5年一貫型教育選抜においては、法曹コースにおいて法科大学院未修一年次の教育内容を修めることが前提となっていることから、入学許可する段階までに、未修一年次の教育内容を一括して認定することを

基本とする。

## 7 法曹コースの安定的運用の実現について

連携法第6条第2項、第3項、学教法第102条

### (1) 早期卒業や飛び入学により法科大学院既修者コースへの入学の促進

法曹コースの学生について、法学部3年次終了後に早期卒業や飛び入学により法科大学院既修者コースへの入学が促進されるよう、国において、制度的な手当に加えて必要な措置を講じる。法曹コースにおいては、当該コースの学生が法学部3年次終了後に早期卒業等により法科大学院既修者コースへ入学できるよう、早期卒業制度等を適切に運用する。

#### 【解説】

- 法曹コースと法科大学院既修者コースの接続は、早期卒業が基本であるが、特別選抜に合格した早期卒業見込み者が、事故や病気等のやむを得ない事情により早期卒業できなかった場合には、飛び入学制度の趣旨及び目的を踏まえ、法令に基づき適法に実施されるのであれば、各法科大学院の判断により飛び入学を認めることは可能です。

### (2) 法曹コースの質保証

法曹コースから法科大学院に進学し、司法試験に合格するまでの予測可能性を高め、法曹コース及び法科大学院において責任ある教育を実施することを担保するため、法科大学院の認証評価において、①及び②を厳正に評価する。

- ① 協定を締結した法科大学院が協定先の法曹コースに関し、協定に基づき行うこととされている事項の対応状況。
- ② 特別選抜により法科大学院に進学した法曹コース出身者（法学部3年次終了後に早期卒業により法科大学院既修者コースに入学した者や、それ以外の者も含む。）の司法試験合格率。

また、公的支援見直し強化・加算プログラムにおいても上記①のうち、法科大学院が法曹コース修了予定者を対象に実施する特別選抜の方法及び実施状況及び②を厳正に評価する。

## 8 制度の開始時期

法曹コースへの学生の振り分けの時期は、各大学の実情に応じ柔軟に設定すべきものであるが、学部段階で教養科目等の幅広い学修を積ませる必要があることを考慮すると、2年次進級時点以降が適当と考えられていることから、2020年度に2年次に進級する者を念頭において調整する。

#### 【解説】

- 令和2年度から開設が可能となる法曹コースは2年次生（平成31年度入学生）が対象となります。
- 法曹コースを教養科目等の幅広い学修を含めた学位プログラムとして設定

する場合には、1年次生からコースを選択することも可能です。

## A大学（大学院〇〇研究科）及びB大学（法学部）の法曹養成連携協定（案）

A大学（以下「甲」という。）とB大学（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を交わす。

【解説】連携法においては、法曹養成連携協定は「大学」対「大学」で締結するものとされているが、『法曹コース』に関する考え方について（平成31年1月28日）補遺に記載のとおり、学長からの権限委任を受けて部局間で締結することも可能である。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が・・・ことを目的とするものである。

【解説】必要に応じて規定する任意のものであり、必須ではない。

### （法曹養成連携協定の対象） 連携法第6条第2項第1号関係

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 A大学大学院学則第〇条に規定する甲の□□研究科△△専攻
- 二 連携法曹基礎課程 B大学法学部規則第〇条に規定する乙の■●学部▲▲学科▼▼コース（以下、「本法曹コース」という。）

【解説】本協定によって連携関係に入る対象を明確化する必要がある。特に、連携法曹基礎課程については、法学部に設けられている複数の学科・コースのうちのいずれかを示すことが多いと思われるため、適確に規定する必要がある。

### （法曹コースの教育課程） 連携法第6条第2項第2号、第3号第4号関係

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を別紙第1のとおり定める。

【解説】連携法曹基礎課程の教育課程は、必ずしも協定本文（条文中）に規定することは要しないが、連携法の規定を踏まえ、協定本体に規定すべきであり、細則等に委任することはできない。

また、連携法第6条第3項第4号の文部科学省令において、認定要件として、①連携法曹基礎課程においては、連携法科大学院の既修者コースに入学するために必要な学識・能力を培うこと、②連携法曹基礎課程において、早期卒業の基準を定め、希望する学生に対する教育的配慮を行う体制を構築すること、③連携法曹基礎課程の学生が、法科大学院の既修者が学修する内容についても履修できるよう配慮すること、を規定する予定であり、これらの要件を網羅する必要がある。

①については、連携法曹基礎課程の教育課程と連携法科大学院の教育課程との対応関

係や、連携法曹基礎課程から連携法科大学院への円滑な接続が担保されていることが分かる書類を別途提出することを求め、協定内容の妥当性を確認する。

②③については、協定本体において、対応する規定を整備すべきである。②については、連携法第6条第2項第3号の「連携法曹基礎課程における成績評価の基準」、③については、同項第4号の「連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項」として、別途条項を設けて規定することも考えられる。

(法曹コースの成績評価) **連携法第6条第2項第3号関係**

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を別紙第2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

2 乙は、本法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙第3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

【解説】連携法曹基礎課程の成績は特別選抜の基礎資料として活用されるものであるため、連携法科大学院の側と連携法曹基礎課程の側が十分に協議した上で、双方が納得できる水準で成績評価が行われることが必要である。

なお、成績評価に関する注意事項は、「『法曹コース』に関する考え方について」（平成31年1月28日）や同補遺を参照されたい。

(甲の乙に対する協力等) **連携法第6条第2項第4号、第3項第4号関係**

第5条 甲は、本法曹コースにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

一 連携法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、本法曹コースの学生に対し、連携法科大学院の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること

二 乙の求めに応じ、本法曹コースにおいて開設される科目の一部の実施に当り、連携法科大学院の教員を派遣すること

三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと

2 甲及び乙は、連携法科大学院における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。

3 甲及び乙は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

【解説】具体的な協力内容は当事者間に委ねられているが、本協定第3条の解説において記載のとおり、連携法第6条第3項第4号の文部科学省令において、認定要件の一つとして、連携法曹基礎課程の学生が、法科大学院の既修者が学修する内容についても履修できるよう配慮すること、を規定する予定であり、当該要件に関連して、科目等履修の機会提供や共同開講科目の開設、教員の派遣といった協力を行うことが考えられる（もっとも、当

該要件は、連携法曹基礎課程において、関連科目を「自ら開設」することにより満たすことも可能である。)

なお、本条の規定内容は、あくまで例示である。

(入学者選抜の方法) **連携法第6条第2項第5号、第3項第2号関係**

第6条 甲は、本法曹コースを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。

一 5年一貫型選抜 論文式試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜

二 開放型選抜 論文式試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜

2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙第4のとおりとする。

【解説】5年一貫型選抜と開放型選抜は、各大学の判断により、いずれかのみを実施することとしても差し支えない。

(協定の有効期間) **連携法第6条第2項第6号関係**

第7条 協定の有効期間は、令和〇年4月1日から〇年間とする。ただし、協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に〇年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

【解説】具体的な有効期間は当事者の合意に委ねられているが、極端に短い期間を設定することで、法曹を志望する学部学生に不安を与えることがないように、一定程度の長期間(例:5年間)を設定することが望ましい(協定の更新拒絶の締切も同様)。

また、仮に協定の廃止に係る規定を設ける場合には、連携法第6条第3項第3号の規定を踏まえ、学生に不利益が及ばないように配慮することが必要である。

※本協定例では、当該配慮を第9条に規定している。

(協定に違反した場合の措置) **連携法第6条第2項第7号関係**

第8条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当に期間を定めてその改善を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りではない。

【解説】具体的な措置の内容は当事者間の合意に委ねられているが、仮に協定の廃止に係る

規定を設ける場合には、連携法第6条第3項第3号の規定を踏まえ、学生に不利益が及ばないよう配慮することが必要である。※本協定例では、当該配慮を第9条に規定している。

(本協定が終了する場合の特則) **連携法第6条第2項第6・7号、第3項第3号関係**  
第9条 第7条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲又は乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲又は乙が本協定の廃止を通告した時点において現に本法曹コースに在籍し、又は在籍する予定である学生が、本法曹コースを修了するときに、終了するものとする。

【解説】連携法第6条第3項第3号において、認定要件として、「法曹養成連携協定の内容が、連携法曹基礎課程の学生の不利益とならないよう配慮されたものであること」を規定している。本規定を踏まえ、協定廃止によって現に法曹コースに在籍する学生や、法曹コースへの登録が決まっている学生の進路が不当に閉ざされることのないよう、そのような場合における、学生に対する配慮を規定することが必要である。

(協定書に定めのない事項) **連携法第6条第2項第8号関係**  
第10条 甲及び乙は、協定に定めのない事項であって協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び協定の解釈に疑義を生じた事項については、第5条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

【解説】連携法第6条第2項第8号は、当事者間で必要と判断する事項があれば協定に規定するよう求めるものであり、本条の規定内容はあくまで例示である。この他、大学間の協定の事例を見ると、個人情報の取扱いに係る規定や損害賠償に係る規定、裁判所の合意管轄に係る規定を定めている事例がある。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙

学長（代理人） \_\_\_\_\_ 学長（代理人） \_\_\_\_\_

【解説（再掲）】連携法においては、法曹養成連携協定は「大学」対「大学」で締結するものとされているが、『法曹コース』に関する考え方について（平成31年1月28日）補遺に記載のとおり、権限委任を受けて部局間で締結することも可能である（「代理人」の記載はその際に用いるものである。）。



<別紙1>乙の法曹コースの教育課程

学年	学期	必修科目		選択必修科目		選択科目	
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1年	前期						
	後期						
2年	前期				※1		
	後期						
3年	前期				※2		
	後期						
合計						※3	

※1 この中から○単位以上の修得が必要

※2 この中から○単位以上の修得が必要

※3 合計○単位以上の修得が必要

【解説】 認定要件への適合性を確認するため、別途、①連携法曹基礎課程に係る学内規定、②各科目のシラバス、③連携法曹基礎課程の必修科目の学修内容と連携法科大学院の未修1年次の学修内容の対応関係が分かる資料（別紙5参照）、の提出が必要。

<別紙2>乙の法曹コースにおける成績評価の基準

評価	成績通知書の表示	評価の割合
100-90	A+	10%以内
89-80	A	20%程度
79-70	B	40%程度
69-60	C	30%程度
59-0	F	
出席日数、試験、レポート、授業中の小テスト等を総合したうえで、評価に必要な要件を欠いている	G	
試験欠席	H	

※ 評価基準及び評語の意味を記載すること。

**<別紙3>乙の法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度**

- ※ 年間の履修条件（キャップ）の上限を超えて科目の履修を認める場合の要件及び早期卒業を認定する要件を記載すること。

＜別紙4＞乙の法曹コースを修了して甲の法曹養成専攻に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

※ 入学者選抜の方式ごとに、対象者、出願要件、合否判定の方法を記載すること。

<別紙 5> 連携法科大学院において既修者認定又は既修得単位認定を行う連携法曹基礎課程開設科目  
対応表

	連携法科大学院開設科目	単位数	当該科目の履修の結果として求められる到達度	連携法曹基礎課程開設科目	単位数	当該科目の履修の結果として求められる到達度
一括認定対象科目	民法 i		民法総則、〇〇、〇〇、〇〇について・・・について理解し、概説できる。	民法 A (LS)		
	民法 ii			民法 B		
	民法 iii			.....		
	民法 iv			.....		
				.....		
個別認定科目						
科目等履修 (共同開講科目を含む)				/		

- ※1 連携法科大学院開設科目のうち未修一年次必修科目については、既修者認定の対象科目として一括認定することとし、その他の科目については、連携法曹基礎課程における履修状況に応じて個別認定することを可能とする。
- ※2 連携法科大学院の専任教員が法曹コースの科目を担当する場合には、開設科目名の後ろに (LS) と表記すること。

## 【参考】連携法条文（抄）

（法曹養成連携協定の締結等）

第六条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置こうとする大学と、当該課程における教育の実施及び当該法科大学院における教育との円滑な接続に関する協定（以下「法曹養成連携協定」という。）を締結し、当該法曹養成連携協定が適当である旨の文部科学大臣の認定を受けることができる。

### 2 法曹養成連携協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 法曹養成連携協定の目的となる法科大学院（以下「連携法科大学院」という。）及び当該連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程（以下この条において「連携法曹基礎課程」という。）
- 二 連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置に関する事項
- 三 連携法曹基礎課程における成績評価の基準
- 四 連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項
- 五 連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法
- 六 法曹養成連携協定の有効期間
- 七 法曹養成連携協定に違反した場合の措置
- 八 その他必要な事項

### 3 文部科学大臣は、第一項の認定に係る申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認定をするものとする。

- 一 連携法科大学院を設置する大学が、当該連携法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下単に「教育研究活動の状況」という。）について、学校教育法第百九条第六項に規定する適合認定を受けていること。
- 二 連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜に関し、文部科学省令で定めるところにより、連携法曹基礎課程における科目の単位の修得の状況を踏まえ、入学者の適性の適確な評価に配慮した公平な入学者選抜を行うこととされていること。
- 三 法曹養成連携協定に違反した場合の措置その他の法曹養成連携協定の内容が、連携法曹基礎課程の学生の不利益とならないよう配慮されたものであること。
- 四 前二号に掲げるもののほか、連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続に資するものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

4 文部科学大臣は、第一項の認定をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該認定に係る法曹養成連携協定の内容を公表するものとする。

○ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第三百二十九号）（第一条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（国の責務）            第三条 国は、前条の基本理念（以下「法曹養成の基本理念」という。）にのっとり、法科大学院における教育の充実（第六条第二項第一号に規定する連携法曹基礎課程における教育の充実を含む。以下同じ。）並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法法修習生の修習との有機的連携を図る責務を有する。            2～5（略）</p>	<p>（国の責務）            第三条 国は、前条の基本理念（以下「法曹養成の基本理念」という。）にのっとり、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法法修習生の修習との有機的連携を図る責務を有する。            2～5（略）</p>
<p>（大学の責務）            第四条 大学は、法曹養成の基本理念にのっとり、法科大学院において、次に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施するとともに、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努めるものとする。</p>	<p>（大学の責務）            第四条 大学は、法曹養成の基本理念にのっとり、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努めるものとする。</p>
<p>一 法曹となるうとする者に共通して必要とされる専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。以下この条において同じ。）</p>	<p>（新設）</p>
<p>二 法曹となるうとする者に共通して必要とされる前号に掲げる専門的学識の应用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。以下この条において同じ。）</p>	<p>（新設）</p>
<p>三 前二号に掲げるもののほか、法曹となるうとする者</p>	<p>（新設）</p>

<p>に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその应用能力            四 次に掲げるものその他前三号に掲げる専門的学識及びその应用能力の基盤の上に涵養すべき将来の法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養            イ 法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力            ロ 法律に関する実務の基礎的素養</p>	<p>（新設）</p>
<p>（法科大学院の教育課程等の公表）            第五条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者の確保に資するため、次に掲げる事項を公表するものとする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>一 当該法科大学院の教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力            二 当該法科大学院における成績評価の基準及び実施状況            三 当該法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況            四 当該法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況            五 その他文部科学省令で定める事項</p>	<p>（新設）</p>
<p>（法曹養成連携協定の締結等）            第六条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置こうとする大学と、当該課程における教育の実施及び当該法科</p>	<p>（新設）</p>

大学院における教育との円滑な接続に関する協定（以下「法曹養成連携協定」という。）を締結し、当該法曹養成連携協定が適当である旨の文部科学大臣の認定を受けることができる。

2| 法曹養成連携協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一| 法曹養成連携協定の目的となる法科大学院（以下「連携法科大学院」という。）及び当該連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程（以下この条において「連携法曹基礎課程」という。）

二| 連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置に関する事項

三| 連携法曹基礎課程における成績評価の基準

四| 連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項

五| 連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

六| 法曹養成連携協定の有効期間

七| 法曹養成連携協定に違反した場合の措置

八| その他必要な事項

3| 文部科学大臣は、第一項の認定に係る申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認定をするものとする。

一| 連携法科大学院を設置する大学が、当該連携法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下単に「教育研究活動の状況」という。）について、学校教育法第九十九条第六項に規定する適合認定を受けていること。

二| 連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜に関し、文部科学省令で定めるところにより、連携法曹基礎課程における科目の単位の修得の状況を踏まえ、入学者の適性の適確な評価に配慮した公平な入学者選抜を行うこととされていること。

三| 法曹養成連携協定に違反した場合の措置その他の法曹養成連携協定の内容が、連携法曹基礎課程の学生の不利益とならないよう配慮されたものであること。

四| 前二号に掲げるもののほか、連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続に資するものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

4| 文部科学大臣は、第一項の認定をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該認定に係る法曹養成連携協定の内容を公表するものとする。

（法曹養成連携協定の変更）

第七条 連携法科大学院を設置する大学は、前条第一項の認定を受けた法曹養成連携協定において定めた事項を変更しようとするときは、文部科学大臣の認定を受けなければならぬ。

2| 前条第三項及び第四項の規定は、前項の変更の認定に

（新設）



ついて準用する。

(認定の取消し)

第八条 文部科学大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第一項の認定を取り消すことができる。

一 第六条第一項の認定を受けた法曹養成連携協定（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次号及び第十二条第二項において「認定法曹養成連携協定」という。）の内容が、第六条第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

二 正当な理由がないのに認定法曹養成連携協定において定められた事項が適切に実施されていないと認めるとき。

2| 文部科学大臣は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

(法曹養成連携協定を締結しようとする大学に対する協力)

第九条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置き法曹養成連携協定を締結しようとする大学に対し、当該課程の教育課程の編成に関し参考となる情報の提供その他の協力をを行うよう努めるものとする。

(職業経験を有する者等への配慮)

第十条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院の入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に資するよう、入学者選抜の実施方法、実施時期その他の入学者選

(新設)

(新設)

(新設)

抜の実施に関する事項について、次に掲げる者に対する適切な配慮を行うものとする。

一 就業者その他の職業経験を有する者であつて法科大学院に入学しようとする者

二 法学を履修する課程以外の大学の課程を修了して法科大学院に入学しようとする者

三 学校教育法第八十九条の規定により大学を卒業して法科大学院に入学しようとする者及び同法第一百零二条第二項の規定により法科大学院に入学しようとする者

(法科大学院に係る設置基準)

第十一条 文部科学大臣は、法科大学院に係る学校教育法第三条に規定する設置基準（次条第一項及び第十三条第二項第一号において単に「設置基準」という。）を定めるときは、法科大学院における教育が法曹養成の基本理念及び第四条に規定する大学の責務を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。

(法科大学院の認証評価等)

第十二条 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第一百零三条第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第九十四条第四項に規定する大学評価基準の内容が法曹養成の基本理念及び第四条に規定する大学の責務（これらを踏まえて定められる法科大学院に係る設置基準を含む。）を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。

(法科大学院の認証評価等)

第五条 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下単に「教育研究活動の状況」という。）についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第一百零三条第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第九十四条第四項に規定する大学評価基準の内容が法曹養成の基本理念（これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三条に規定する設置基準を含む。）を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。

(新設)

2| 学校教育法第九十二条に規定する認証評価機関（次項において単に「認証評価機関」という。）が行う認定法曹養成連携協定の目的となつている連携法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価（次項において単に「認証評価」という。）については、当該認定法曹養成連携協定において当該連携法科大学院が行うこととされている事項の実施状況を含めて行うものとする。

3| 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について認証評価を行った認証評価機関から学校教育法第一百零四条第四項の規定によりその結果の報告を受けたときは、遅滞なく、これを法務大臣に通知するものとする。

（法務大臣と文部科学大臣との関係）

第十三条

2| 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を法務大臣に通知するものとする。この場合において、法務大臣は、文部科学大臣に対し、必要な意見を述べることができる。

一 法科大学院に係る設置基準を定め、又はこれを改廃しようとするとき。

二・三 (略)

3 (略)

4| 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を確保するため、必要がある

(新設)

2| 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について、学校教育法第九十二条に規定する認証評価機関が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価を行った認証評価機関から同法第一百零四条第四項の規定によりその結果の報告を受けたときは、遅滞なく、これを法務大臣に通知するものとする。

（法務大臣と文部科学大臣との関係）

第六条

2 (同上)

一 法科大学院に係る学校教育法第三条に規定する設置基準を定め、又はこれを改廃しようとするとき。

二・三 (略)

3 (略)

4| 文部科学大臣は、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を確保するため、必要があると認めると

ると認めるときは、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求め、又は大学その他の法曹の養成に係る機関の意見を聴くことができる。

きは、法務大臣に対し、協議を求めることができる。

○ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）（第二条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（法科大学院の教育課程等の公表）</p> <p>第五条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者の確保に資するため、次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 当該法科大学院における司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第四条第二項第一号の規定による認定の基準及び実施状況</p> <p>五・六 （略）</p> <p>（法務大臣と文部科学大臣との関係）</p> <p>第十三条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法務大臣は、司法試験法第四条第二項第一号の法務省令を制定し、又はこれを改廃しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に通知するものとする。この場合において、文部科学大臣は、法務大臣に対し、必要な意見を述べることができる。</p> <p>4・5 （略）</p>	<p>（法科大学院の教育課程等の公表）</p> <p>第五条 （同上）</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>四・五 （略）</p> <p>（法務大臣と文部科学大臣との関係）</p> <p>第十三条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>3・4 （略）</p>

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第二百二条 （略）</p> <p>② 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの（当該単位の修得の状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認めるものを含む。）を、当該大学院に入学させることができる。</p>	<p>第二百二条 （略）</p> <p>② 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。</p>



『「法曹コース」に関する考え方について』（平成31年1月28日中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会）補遺

平成31年1月28日  
令和元年6月27日改定  
令和元年 月 日改定

法曹コースに関する考え方に関する運用上の詳細については、以下のとおりとする。  
なお、今後、法曹コースに関する各大学からの質疑等については、文部科学省において集約し、本補足資料を更新し、大学と共有することとする。

【1 法曹コースの定義と概要】

Q1 法曹コースの形態について、以前までは「履修プログラム方式」も可能との整理であったが、この考え方は維持されているのか。

A1 「履修プログラム方式」により法曹コースを開設することも可能であるが、同方式については、学生が所属する学部・学科・課程等の履修区分の中で、法曹コースの教育上の目的を達成するために体系的に教育課程が編成され、指定された科目群の体系的な履修が可能となっている必要がある。

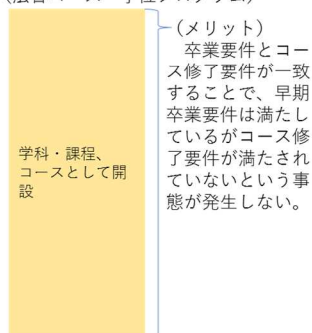
Q2 法曹コースを「履修プログラム方式」で開設する場合、コース修了要件と早期卒業の要件が一致しないことも想定され、コースを修了しても早期卒業要件を満たせないなど、法曹コースと法科大学院の円滑な接続に支障が生じるのではないのか。

A2 御指摘のような複雑な状況が生じることは法科大学院を目指す学生にとっても望ましくなく、法曹コースは学位プログラム（下図①パターン）として設定することが望ましいと考えている。ただし、開設初年度にコースを選択するのはあくまでも学生であることから、各大学の判断により、他の方式（下図②や③）で開設することは可能であるが、その場合には、当該方式の特性について、入学志願者に対してあらかじめ十分に説明するなどの配慮が必要と考える。

①開設パターン1

法曹コース=学位プログラムとして、学士の学位を取得させるに当たり、学士のレベルと分野に応じて達成すべき能力を明示し、それを修得させるように体系的に設計した教育プログラム

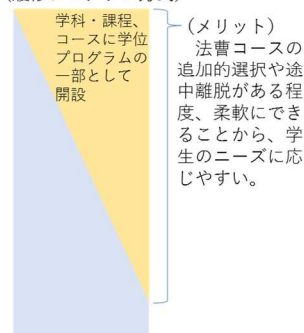
(法曹コース=学位プログラム)



②開設パターン2

学位プログラムの構成要素の一部として、学部・課程やコースの中に、法科大学院に入学するための能力を修得するために体系的に編成された履修プログラム方式として開設

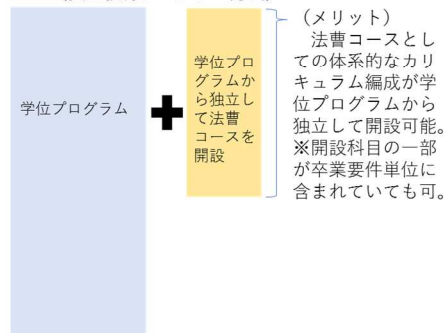
(履修プログラム方式)



③開設パターン3

学位プログラムとは別に法科大学院に入学するための能力を修得するために体系的に編成された独立教育プログラムとして開設  
独立教育プログラムの一部が学位プログラムに組み込まれていることも可能

(独立教育プログラム方式)



Q 3 法曹コースの教育に責任を負うのは、これを設置する大学なのか、その学生を受け入れることになる法科大学院なのか。

A 3 法曹コースを置く大学である。

【2 法曹コースの開設手続き】

Q 4 法曹コースを開設するために締結する大学間の協定について、協定の主体は法科大学院と法学部などの部局間協定でもよいか。

A 4 法曹養成連携協定の主体を大学から部局へ委任し、部局間で協定を締結することも可能とする。

また、法曹コースを置こうとする大学と法科大学院を設置する大学が同一大学の場合においても、部局間協定を締結するものとする。

【2 (1) 法曹コースを開設することができる学部】

Q 5 学位に付記する分野の名称が「法律学」や「国際法学」の場合は、法曹コースを開設することができないのか。

A 5 学位に付記する分野の名称に関しては、必ずしも「法学」に限定されるものではなく、法科大学院未修者コースにおいて修得すべき能力を育成するために必要な学修を提供できる法学に関する分野であり、その旨を協定先の法科大学院が判断できるものであればよいと考える。

【2 (2) 法曹養成連携協定に定める事項】

Q 6 法曹養成連携協定において定める「連携法曹基礎課程における成績評価の基準」とは「厳格な成績評価」を意味するのか。「厳格な成績評価」である場合に、それは絶対評価でもよいのか。

A 6 当該成績が特別選抜の基礎資料となることを踏まえ、評価の基準は絶対評価でも構わないが、連携先の法科大学院と協議の上、適切な水準に設定されるものとする。また、法曹コース修了者の質の保証の観点から、その基準は厳格なものとなるものとする。

Q 7 協定先の法曹コースの必修科目の設定にあたっては、特別選抜の5年一貫型教育選抜の場合と開放型選抜の場合とで内容を変えることは認められるか。

A 7 協定先の法曹コースによって選抜方法が異なることは想定されていないが、少なくとも連携先の法科大学院の未修1年次に単位修得していなければ進級できない科目は法曹コースにおいて網羅的に学修しておく必要があり、特別選抜の方法によって法曹コースで学修する内容が変わることはないと考えられる。

また、自大学法科大学院と協定関係にない法曹コースの修了見込み者も開放型選抜の対象となるが、その質を確保するため、論文式試験で課す科目を受験時まで学修しておくことを出願要件とすることや、卒業までに、未修1年次に単位修得していなければ進級できない科目の学修を終えていることを条件に入学を許可するなどの工夫が必要と考えている。

Q 8 法曹養成連携協定（法6条2項1号から8号）については、ひな型を作成し、各大学に周知する予定はあるか。また、それが周知される場合、時期はいつ頃になるか。

A 8 改正法を踏まえた政省令等の公布の時期に合わせて、本年の秋頃には協定書のひな型を各大学に周知する予定であるが、各大学の準備が円滑に進むよう、ある程度まとまった段階で適宜情報提供をする予定。

### 【3 文部科学大臣による認定の要件】

Q 9 法曹養成連携協定に関する文部科学大臣の認定要件について、確認方法、申請時期、提出書類（エビデンス）等について、どのようなものを予定しているか。

A 9 必要な手続等については、今後、速やかに整理の上、各大学に共有する予定。

Q 10 法曹コースで修得すべき、主要7科目（憲法・行政法・民法・刑法・商法・民訴法・刑訴法）の単位数の下限は設定するのか。

A 10 その予定はないが、少なくとも連携先の法科大学院の既修者コースに接続できるレベルの学修量は求められる。

Q 11 「文部科学大臣による認定の要件」のうち、法曹コースの教育課程について、「協定先の法科大学院既修者コースとの円滑な接続を図るための措置（ ）が講じられていること」の括弧書きに列挙されている事項は、網羅的に対応しなければ認定されないのか。

A 11 法科大学院教育の導入教育や、意欲と能力のある学生がより発展的な学修を行うことができるなど円滑な接続を図る必要はあるが、括弧書きは例示であり、網羅的に対応を求めるものではない。

### 【4（1）規模】

Q 12 協定先法科大学院の特別選抜の募集人員を超えて法曹コースの規模を設定することは想定されていないのか。あるいは、法曹コースを開設する大学において、教員数等を勘案し、協定先法科大学院の特別選抜の募集人員を超えて規模を設定してもよいのか。

A12 法曹コースを開設する大学において、協定先法科大学院の特別選抜の規模や協定先法科大学院が法曹コースでも求める教育を実施するために必要な教員数等を勘案し、協定締結予定の法科大学院との協議を経て、最終的に法曹コースを設置する大学において法曹コースの規模は決定されるものであり、コース修了後の法科大学院への進学方法について学生等に適切に周知されていれば、協定先法科大学院の特別選抜の募集人員を超えて規模を設定することも可能。

なお、修了・法科大学院への進学に関しては、その設計には以下のような例が考えられる。

- ①大学入学者選抜の段階、若しくは第2学年進学時において、在籍人数を選抜・限定し、当該人数が法曹コースを修了するもの。
- ②入学時または第2学年進学時には幅広く在籍し、学年進行とともに、コース外（法学部内の他のコースや専攻、法学部以外の学部）に移る学生が一定程度いる中で、最終的に修了する人数は限定されるもの。
- ③入学時または第2学年進学時には幅広く在籍し、その人数が概ね修了した上で、特別な選抜においてその成績は考慮しつつも、別途入学者選抜で進学者を絞るもの。

#### 【4（2）成績評価と修了者の質の保証】

Q13 法曹コースの教育課程について、「法律基本科目に相当する科目」や「基礎的な学識及び能力を修得させる科目」とは、法科大学院レベルの内容でなければいけないか。

A13 法曹コースは法科大学院既修者コースへの接続を前提としており、同コースの科目は、法科大学院未修1年次の内容と同等であることが必要である。

Q14 法曹コースの教育課程について、憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の7科目の「開設」は必須だが、「必修科目として設置」することは必須ではないとの理解で相違ないか。

A14 法曹コースにおいて上記の7科目の開設は必須だが、こういった科目を必修科目とするかについては、協定先の法科大学院が未修者コース一年次に学生に求める内容によるものとなる。

Q15 法曹コースに求められる「厳格な成績評価」とはどの程度の厳格性なのか。

A15 法曹コースは早期卒業制度を活用し、法科大学院既修者コースに接続することを標準的な運用とするものである。したがって、その成績評価は、早期卒業制度を運用するに当たり求められる水準の厳格性が必要であり、大学教育の質の低下を招かないよう、教育の成果を適正に評価することが求められる。



Q16 厳格な成績評価が求められるのは、法曹コースの修了要件とされる科目のみか、それとも卒業要件とされる科目も対象とされるのか。

A16 一般論として、早期卒業は（全単位について）厳格な成績評価を行うことが前提である。特に厳格性を求めるのは法曹コースの修了要件とされる科目であるが、それ以外を含めることを妨げるものではない。

Q17 他大学の法曹コースと連携する場合、その成績評価にどの程度の厳格化を求めればよいのか。

また、協定先と法科大学院とは、連携前・連携後、どの程度の情報交換・交流を行うことが求められるのか。

A17 法曹コースの成績が特別選抜の基礎資料となることから、選抜資料として耐えうるだけの厳格性は必要と考える。

また、協定先の法曹コースとの協定締結前にあっては、協定記載事項の調整について緊密に連携をとり、双方が納得できる条件のもと協定を締結いただきたい。協定締結後は、協定の着実な履行に必要な連携をとり、法曹コースの質の維持・向上に努めることが求められる。

Q18 法曹コースの学生用のクラスとそれ以外の学生のクラスを分け、両クラスとも同じ教室、同じ時間帯で同内容の講義を履修するが、試験は別に行うことは可能か（例えば、法曹コース用は論述試験、それ以外の学生用は短答と短い論述をくみあわせた試験を実施することは、ダブルスタンダードではないため、可能か）。

A18 同一の科目を受講する者については同一の基準で成績評価がされるべきであり、成績評価の基準と方法が密接な関係にあることを鑑みれば、同一科目について、学生の所属コースによって試験の方法が異なることは望ましくない。

Q19 「履修プログラム方式」をとった場合、ある科目の履修ではなく、ある科目を一定の成績以上で履修することをプログラム修了の要件とすることができるか（例えば、法曹コースの学生とそれ以外の学生が同一科目を履修し、同一基準で成績をつけたうえで、B以上を修了要件とする＝C以下で合格した場合には、卒業単位は取得するが、法曹コース修了の要件は満たさない、とすることはできるか）。

A19 可能。

Q20 法曹コースにおいては厳格な成績評価を求められているが、成績評語（秀、優、良、可など）による評価ではなく、点数評価とすることまで求められるのか。

A20 そこまでは求めていない。当該成績が特別選抜の基礎資料となることを踏まえ、協定先の法科大学院と協議の上、適切な水準を設定していただきたい。

【4（3）成績評価と修了者の質の保証】

Q21 法曹コースの成績評価について、同一学部の中で開講された同一科目の成績評価において、法曹コースに属する学生とそれ以外の学生との間で、要求水準に差異を設けることは可能か。

A21 同一の科目を受講する者については同一の基準で成績評価がされるべきであり、法曹コースに属する学生のみ他のコースに属する者に比して成績評価における要求水準に差異を設けることは不適切である。

Q22 3) 法曹コースの成績評価について、同一学部の中で、成績評価を相対評価で実施するコースと絶対評価で実施するコースが混在してもよいか。

A22 A21 と同様の理由から不適切。

Q23 学校教育法 89 条の「優秀な成績」について、法令上の定義があるのか、それとも各大学が定義してよいのか。どの程度の成績で早期卒業させて良いのかを確認したい。

A23 法令上の具体的な定めはなく、各大学において適切に判断されたい。なお、その運用にあたっては、大学教育の質の低下を招かないようにする必要がある。

Q24 連携法曹基礎課程（いわゆる法曹コース）設置時に法曹コースを選択できる学生は、その時点における学部 2 年生が想定されているかと思うが、3 年生以上でも選択する制度とすることは可能か。

A24 可能。なお、法曹コースは早期卒業を前提としていることから、4 年次からコース選択することは想定していない。

Q25 令和 2 年度から開設が可能となる法曹コースは 2 年次生（平成 31 年度入学生）が対象となるとの理解でよいか。

A25 貴見のとおり。なお、学内規定の整備が間に合えば、令和 2 年度以降は、1 年次からコース選択をすることも可能。

Q26 平成 30 年度に入学し、1 年次に留年をして、令和 2 年度に 2 年次に進級する学生は、法曹コースを選択してもよいのか。

A26 可能。

Q27 5年一貫型の特別選抜枠の対象となる学生の早期卒業の要件についても、従来通りの「優秀な成績」要件を満たす必要があるのか。

A27 早期卒業の要件に関する制度変更はないことから、これまでの「優秀な成績」要件を満たす必要がある。なお、優秀性の判断基準は各大学が定めるものであり、その運用にあたって、大学教育の質の低下を招くようなものでなければよいと考える。

#### 【4（4）早期卒業】

Q28 早期卒業の要件について、同一学科の特定コースのみ要件を異なるものとすることは可能か。

A28 法科大学院既修者コースに進学するに足る能力を修得することが教育目標となっており、その目標を達成するために特定の科目が必修化されていたり、法曹コースの学生のみが履修可能な科目が開設されていることなどによって、法曹コースが、その属する学科の他の学位プログラムとは別個独立の学位プログラムと考えられる場合、法曹コースの早期卒業の要件を、同一学科の他の学位プログラムと異にすることは可能である。

Q29 早期卒業を促進するため、必修科目の成績が不良な学生に再試験を実施するなどの救済措置を講じることは大学の判断で実施してよいか。

A29 成績評価の方法は大学が自主的に設定するものであるが、再試験を受けなければ優秀な成績で単位修得ができない状況の学生について、早期卒業させることを目的にあえて救済措置を講じて成績優秀者と認定することは、早期卒業制度の趣旨を没却するものであり、不適切である。

Q30 大学が早期卒業制度を導入する際に、大学院進学を早期卒業の要件とすることは適切でなく、学生に強制させることはできないとの理解で良いか。

A30 優れた資質・能力と明確な法曹志望を有する学生が、法学部在学段階から、早期卒業を前提に法科大学院と一貫した教育を受けることを可能とするという法曹コースの制度趣旨に鑑みれば、

- ・法科大学院への進学志望を法曹コースへの登録・法曹コースの科目の履修の要件とすること
- ・法科大学院への進学を早期卒業後の進路として前提としている旨の指導を行うこと

等により進学を促すことは望ましいと考えられる。

Q31 法科大学院の特別選抜に合格していることを早期卒業の要件とすることはできないのか。進路が確定しない学生を早期卒業させることは、学生にとって不利益になるのではないか。

A31 早期卒業の要件は「当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合」と規定されているが、各大学において早期卒業の可否を総合的に判断する際に、法科大学院の特別選抜の可否を判断材料の一つとして取り扱うことは差し支えない。

なお、早期卒業は学生本人の志望がなければ成立しないことから、特別選抜に不合格となり、進学先が確保されない場合には、早期卒業を希望しないものとするが、最終的には学生の判断である。

Q32 早期卒業の要件と法曹コースの修了要件を別にする場合、法科大学院特別選抜の合格を早期卒業の要件とはせず、法曹コースにおける学修成果として評価し、修了の要件とすることは可能か。

A32 法曹コースにおける学修はあくまで学部教育の一環であり、その成果を大学院入試によって評価することは不適切であるとする。

Q33 同一学部の中で、キャップ制度（履修科目単位数に上限をかけること）を実施するコースとしないコースがあってもよいのか。

A33 設置基準上、キャップ制導入に努めることとなっており、特段の理由がなければキャップ制を導入するときには、全学的に検討することが適当。

もっとも、コースの学修内容等を踏まえ、合理的な理由に基づき一部のコースについてキャップ制を導入しないこととするのも大学の裁量に委ねられているものと考えられる。

#### 【5（1）法曹コースの開設の準備に必要な情報の公表】

Q34 法科大学院が公表すべき「成績評価の基準」とは具体的にどのようなものを指すのか。

また、その「実施状況」とはどのようなものを指すのか。例えば、個別の科目毎に「A A評価が何名、A評価が何名……」といった詳細な状況まで含まれるのか？

A34 成績評価の基準は、各評語をどのような学修到達度の者に与えるか、相対評価を実施する場合の各評語の分布の目安といった内容を想定している。

また、実施状況は、御質問で例示されているような内容を想定している。

Q35 法科大学院に求められる事項としての法曹コース開設準備に必要な情報の公表は、どの程度の情報を公表すればよいのか。

A35 法曹コース開設準備のために法曹コース設置を考えている大学や当該法科大学院の既修者コースへの入学を希望する学生のことを考えれば、未修者コース1年次修了時に分野ごとに到達すべき能力を公表する程度は必須と考えている。

【5（3）法曹コースの教育課程の編成に当たっての留意事項】

Q36 法曹コースの教育課程の編成に当たっての留意事項について、例えば、法科大学院入学前に科目等履修や共同開講科目を履修し5科目10単位修得した上で、2科目4単位分を学部の要卒単位としてカウントし、残り3科目6単位分を法科大学院の単位としてカウントすることは可能か。

A36 科目等履修により修得した単位は、学部（法曹コース）の単位としてカウントされず、法科大学院の単位にカウントされ得る。共同開講科目として修得した単位は、①学部（法曹コース）の単位として、又は、②大学院の科目等履修生として受講した場合には院の単位として、いずれかにカウントされ得る。この考えの下に単位を学部と院で分割してカウントすることも可能であるが、学部（法曹コース）においては、体系的に学部の科目を修得していくことが前提であり、大学院の科目を受講するに当たっては、その目的が果たされるよう学生の能力等に照らして各大学において明確なルールを定めることが必要である。

Q37 法曹コースの教育課程の編成に当たっての留意事項について、法科大学院入学前の科目等履修や共同開講科目の履修と、法学既修者認定との関係はどのように理解するべきか。

A37 共同開講科目として修得した単位は、学部（法曹コース）の単位としてカウントされるとともに、「法学既修者認定」（専門職大学院設置基準（以下「設置基準」という。）第25条第1項）との関係では、「当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者」の認定において、当該科目の履修を当該認定の根拠とすることも可能。

科目等履修により修得した単位は、学部（法曹コース）の単位としてカウントされず、「入学前の既修得単位」（設置基準第22条第1項）として認定される単位として、30単位を上限に法科大学院の単位にカウントされ得る。また、「法学既修者認定」との関係では、「当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者」の認定において、当該科目の履修を当該認定の根拠とすることも可能。なお、「修業年限短縮」（設置基準第24条）との関係では、学部在籍時（法曹コース在籍時）に科目等履修により取得した単位は、大学院入学資格を取得する前に取得した単位のため、当該単位の取得を修業年限短縮の根拠とすることはできない。

Q38 認証評価団体が定める評価判定の視点に「特に、展開・先端科目に配置している科目において、法律基本科目の内容を取り扱うものはないか。この場合、当該科目が、法曹として一般的に必要とされる当該法律基本科目の理解

の程度を超えて展開的・先端的内容を取り扱う場合であるか。」という視点があるが、科目等履修や共同開講の対象となる科目として想定している「法律基本科目と関連が深い展開・先端科目」とはどのようなものか。

とりわけ法律基本科目担当教員が担当する展開・先端科目においては、誤解を招かぬよう、いかに法律基本科目との関連が浅いかを、認証評価の都度、一所懸命説明している状況である。

A 38 「法律基本科目と関連が深い展開・先端科目」とは、法律基本科目の内容を取り扱うものではなく、その理解を前提に法律基本科目の履修後又は一部は並行して履修する法律学の分野に関する科目を想定している。

Q 39 法学未修者が2年次で初めて学修する法律基本科目は、科目等履修や共同開講の対象としてよいか。

A 39 御指摘の法律基本科目についても科目等履修や共同開講の対象となると考える。

Q 40 共同開講や科目等履修は、基礎法学・隣接科目や法律基本科目と関連が深い展開・先端科目を主に想定されているが、対象科目の法科大学院のカリキュラムにおける配当年次は限定されないという理解でよいか。

A 40 法曹コースにおける学修状況や履修科目の順次性に配慮することは必要であるが、法科大学院におけるカリキュラムの配当年次に関する制約はないと考える。

Q 41 連携協定をもとに開設した共同開講科目や科目等履修対象科目を法曹コース以外の学部学生が履修できるような制度設計にすることも可能か。

A 41 法曹コースを設置する大学及び法科大学院を設置する大学双方の合意があれば可能。

【6（1）法曹コース修了予定者を対象とした特別選抜】

【6（1） 1）選抜方法】

Q 42 1）選抜方法について、複数の協定先の中で、特定の大学が開設する法曹コース修了者のみ5年一貫型教育選抜の対象とすることは可能か。

A 42 協定関係にある大学の中で、特定大学の法曹コースとは、5年一貫型教育選抜を行う協定を結び、その他の大学の法曹コースとは、開放型特別選抜を行う協定を結ぶことは認めない。なお、開放型特別選抜の中に地方大学からの専願枠以外に複数の選抜区分を設けることについては、協定関係にある大学間で差別的な取扱いとならない限りは、各大学の工夫により可能。

Q43 1) 選抜方法②について、「5年一貫型教育選抜」とあるが、法曹コースを4年で修了した学生(4+2となる場合)は対象とならない趣旨か。また、2) 募集人員②について、法曹コースを4年で修了した学生は「4分の1以内」に含まれないという理解でよいか。

A43 法曹コースは、法曹を志望する学生が法曹となるまでの時間的・経済的負担を軽減するため、学部を3年間で修了し法科大学院既修者コースに接続することを想定しているが、法曹コースを選択した学生が早期卒業を希望せず、4年間で修了することになって5年一貫型教育選抜の対象となりうる。したがって、特別選抜枠としての4分の1に含まれる。なお、これまでは「推薦方式」と表現していたが、表現の適正化を図ったもの。

Q44 開放型選抜の方法について、「法曹コースの成績、面接、法律科目の論文式試験等、法科大学院が適当と認める資料により、入学志願者の能力等を合理的に総合して判定する方法により実施する。」とあるが、法曹コースの成績や面接等、列挙されているものは網羅的に実施しなければならないのか。

A44 法曹コースの成績及び法律科目の論文式試験については、選抜資料とする必要があるが、これに加えてどのような事項を選抜資料とするかは、各法科大学院のアドミッションポリシーに基づき、各大学が決定するものと考ええる。

Q45 協定先の法曹コースとの教育課程の連続性を重視した選抜を実施する場合は、法律科目の論文式試験は課さないということであるが、例えば選抜の時点では、上3法の所定単位修得および成績のみで合否判定して一次合格とした上で、一次合格者を対象に法曹コース修了までに下4法の所定単位修得および成績等をもって正式な合格とすることは可能か。

A45 可能。

Q46 5年一貫型教育選抜を実施する場合、「学部成績等で選抜」することとされているが、ここにおける学部成績等には学部成績以外にどのようなものを想定しているのか。

A46 例えば、面接や志望理由書が考えられる。

#### 【6(1) 2) 特別選抜の募集人員】

Q47 2) 特別選抜の募集人員について、算定の基となる「定員」とは、未修者コースも含めた定員ということによいか。

A47 定員とは、未修者コースの定員を含む法科大学院の入学定員全体を指す。

#### 【6(1) 3) 特別選抜の対象】

Q48 法曹コース修了者を対象とする「特別選抜」枠の法科大学院入試の受験資格について、たとえば「法曹コース修了後5年以内の者に限る」といったように、法曹コース修了後、一定期間経過した者の出願を認めないことは可能か。

A48 今回の連携法の改正により開設される法曹コースは、法科大学院との教育の連続性を確保するものであり、特別選抜の対象となる者は法曹コースを修了して法科大学院に入学しようとする者（法曹コース修了見込み者のみ）であることから、コース修了者は特別選抜の対象とはならない。

Q49 早期卒業と法曹コースの修了要件が異なる場合、コースは修了したが早期卒業ができなかった場合に、コース修了後に4年次で特別選抜を受験することは可能なのか。

A49 法曹コースは早期卒業制度を活用し、法科大学院既修者コースに接続することを標準的な運用とするものであり、法曹コース修了要件と卒業要件を異なるものとして、御質問のような状況が生じることは望ましくない。

【6（1）5）特別選抜の実施に関する留意事項】

Q50 5）特別選抜の実施に関する留意事項①②について、自大学法科大学院としか協定を締結できなかった場合、結果として、自大学の学生ばかりとなることについても認められない趣旨か。

A50 同一の募集区分においては、自大学と他大学の出身者について、異なる取り扱いをしてはならないという趣旨であり、（特に小規模な）法科大学院において、協定先が、自大学のみとなることを認めないという趣旨ではない。

Q51 大学院の入学者選抜において推薦入試を実施することは可能か。その際、何らかの推薦状の提出を求めることは、大学院入学者選抜実施要項（高等教育局長通知）第4に抵触しないか。  
（法科大学院の入学者選抜において、法学部等に設置された法曹コース出身者を対象として、推薦入試を実施することを想定。）

A51 関係法令等に則り、公正かつ妥当な方法により実施されるのであれば、推薦入試を実施することは許容される。また、公正性・妥当性が合理的に確保されている限りにおいて、何らかの推薦状の提出を求めることが否定されるものではない。

Q52 特別選抜のうち、「開放型」では、協定先でない大学の法曹コースからの入学志願者も選抜の対象とすることが求められているが、その場合、どのように在学中の成績を考慮するのか。  
開放型の枠組みの中で協定の有無で選抜方法・基準に差を設けられなければ、一般選抜と選抜方法に差が無くなってしまわないか。



A52 「取扱いに差を設けない」とは、試験のスキーム（論文式試験に課す科目や学部成績の配点等）について同一の取扱いとして頂きたいとの趣旨であり、学部成績の評価については、各法科大学院において適切に判断いただきたい。なお、「開放型」であっても、本来の対象者は協定関係にある法曹コースの出身者であることから協定先の法曹コースに求める学修到達度を評価基準とすることや出願要件として「入学者選抜までに、論文式試験の出題範囲の学修を終えていること」を課すことが適当と考える。

Q53 法曹コースから開放型選抜で法科大学院を受験する場合、未修1年次の必修科目（未修2年次での履修ができない科目）の中で履修していない科目があることは認められないのか。

A53 法曹コースは、協定関係にある法科大学院の未修1年次の必修科目に相当する科目を卒業までに全て履修していることが必要であり、協定関係にある法曹コースの受験者は論文式試験に課す科目の内容を受験までに履修しているものと考ええる。

また、協定関係にない法曹コースの学生との関係では、A52の方法によるほか、未修1年次の必修科目（未修2年次での履修ができない科目）の中で履修していない科目がある場合には、①選抜試験とは別途、入学時までの間に科目試験を課すことや、②入学後に当該科目を履修させることなど、協定関係にある法曹コースの学生の学修量や到達度と適切なバランスをとりつつ、大学が適切であると判断する方法により実施するものと考ええる。

Q54 協定先の法曹コースに属する地方大学出身者を対象とした特別選抜を実施する場合、5年一貫型教育選抜および開放型の選抜方法とは別の「推薦入試という他の選抜方法」を採ってもよいのか。

A54 法曹コース修了予定者を対象とする特別選抜で推薦入試を実施する場合でも、選抜方法は、5年一貫型教育選抜又は開放型選抜になる。地方大学出身者を対象とした特別選抜を実施する際に、募集人員に一定の枠を設けることが可能であり、出願に際して、出身大学の推薦を求められることができるという趣旨。

Q55 特別選抜枠の実施に際し、地方大学を除いて専願枠や自大学出身者の募集枠を設けることができないとされているが、法科大学院への進学者を増加させるためには、協定先の法曹コースごとに募集定員を設けることを可能とすべきではないか。

A55 特別選抜であっても法科大学院の教育を受けるに相応しい適性と能力を判定することにより変わりはなく、優秀な志願者の確保を阻害するおそれもあることから、協定先の法曹コースごとに募集定員を設けることは不適當と考えている。

なお、特別選抜が単なる学生確保の手段とならないよう、法曹コースから

特別選抜を経て入学した者の標準修業年限での修了率や司法試験合格率については、認証評価や加算プログラムの基礎額算定基準に組み込むとともに文部科学省としても目標値を設定し、その成果を検証していく予定。

Q56 5年一貫型及び開放型いずれの特別選抜枠においても法曹養成連携協定が必要なのか。

A56 貴見のとおり。ただし、開放型選抜を実施する場合には、当面の間、自大学法科大学院と協定関係にない法曹コースであっても、他の法科大学院と協定を締結している場合には、その修了見込み者は、開放型選抜の対象とすることが求められている。

Q57 令和4年度法科大学院入学者選抜においては、令和3年度の法学部4年生と法曹コース1期生（学部3年生）が、法科大学院入学者選抜に志願することになる。法科大学院全体でみれば定員未充足状態が継続しており、特段の措置は不要かも知れないが、適切な選抜のもと定員が充足している法科大学院には大学の申請に応じて臨時定員を認めるなどの経過措置が必要ではないか。

経過措置がない場合には、未修者コースの募集定員を減員することを検討しているが、その場合、どのような点に留意すればよいか。

A57 平成31年度の法科大学院総定員2,253人に対し、入学者は1,862人であり、400人程度の欠員が生じており、臨時定員の措置は不要と考えているが、今後の法科大学院志望者数の動向などを踏まえて検討する。

なお、法曹コースを修了して法科大学院に入学を志願する者の募集人員を確保することを目的に未修者コースの募集人員を減員することは、多様な知識や経験を有する者を入学させる努力義務を負う法科大学院の役割を踏まれば望ましくない。

Q58 「一般選抜」枠の法科大学院入試において、たとえば法曹コース修了者については入試科目の一部を免除するなど、法曹コース修了者と、その他の受験者とで実質的に異なる内容の試験を実施することは可能か。

A58 一般選抜については、法曹コース出身者であるか否かを問わず、同一の試験・評価基準により合否判定を行うべきである。

#### 【6（2）法曹コース出身者の既修者認定について】

Q59 これまで既修者認定の対象となっていない「2年次になって学修する法律基本科目」や「基礎法学・隣接科目等」について、今後は既修者認定が可能となることであるが、具体的にどのような方法により認定するのか。

A59 法曹コースにおける学修状況を個別に確認することにより、既修者認定することが想定される。

Q60 「法学既修者認定の取扱い」について、仮にカリキュラム改正して英米法総論を1年次配当の必修科目とし、これを「法学既修者認定」の対象科目とすると、入学者選抜において「英米法総論」の論述式筆記試験も課さねばならないのか。

A60 法学既修者認定については、法科大学院の判断により、1年次配当の必修科目以外も対象とすることが可能となる。

また、法曹コース出身者を対象とする特別選抜のうち、「開放型」特別選抜においては学部成績と論文式試験等を組み合わせて選抜することになるが、既修者認定のために網羅的に試験を課すことを求めるものではない。

Q61 法学既修者認定の対象科目として基礎法学・隣接科目等を新たに加えることを可能とすることについて、2年次に配当されている基礎法学・隣接科目等も対象とすることは可能か。

A61 法曹コースで修める学修内容と法科大学院入学後に修めるべき学修内容を勘案し、各法科大学院の判断で認定対象科目に加えることは可能。

Q62 ③（未修者が2年次に初めて学修する法律基本科目の既修者認定）について、法曹コース修了予定者が一般選抜を受験し、合格した場合でも、認定の対象としてよいか。

可能な場合、一般選抜で未修一年次に履修すべき科目のみを一括認定する者と一部二年次の科目も追加で認定する者が生じることとなるが、平成21年の中教審報告との関係で問題ないか。

A62 平成31年1月28日の中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会『「法曹コース」に関する考え方』において、特別選抜においては、未修者が2年次になって初めて学修する法律基本科目を認定の対象とすることを可能とする整理をしていることから、法曹コース修了予定者が一般選抜に合格して法科大学院に入学する場合においても、これと同様の扱いとすることも可能と考える。

Q63 5年一貫型選抜において、法学未修者が2年次になって初めて学修する法律基本科目を法曹コースで履修し、単位取得している場合には、その成績をもって、法学既修者認定の対象としてもよいか。

A63 開放型選抜及び5年一貫型教育選抜いずれの特別な選抜においても法学未修者が2年次になって初めて学修する法律基本科目を法曹コースで履修し、単位取得している場合には、法学既修者認定の対象とすることを可能としている。

Q64 「法学既修者認定」や「入学前の既修得単位の認定」として認定できる上限単位数について、現行の30単位からどの程度緩和する予定なのか。

A 64 現行の 30 単位から 10 単位程度緩和することを念頭に、引き続き中央教育審議会で御議論いただき、専門職大学院設置基準を改正する予定。

#### 【7 法曹コースの安定的運用の実現について】

Q 65 特別選抜に合格した早期卒業見込み者が、事故や病気等のやむを得ない事情により早期卒業できなかった場合において、法科大学院が飛び入学制度に基づき進学させることは可能か。

A 65 飛び入学制度の趣旨及び目的を踏まえ、法令に基づき適法に実施されるのであれば、各法科大学院の判断により飛び入学を認めることは可能。

#### 【8 制度の開始時期】

Q 66 大学進学を目指す高校生に周知するためには、2019 年度の学生受入れまでには法曹コースの設置予定と、協定先の法科大学院を予定として公表する必要があるが、予定であることを前提に、公表の要件は何か。

A 66 法科大学院との間での周知に関する合意があれば、以下の 3 点に留意の上、広報活動を行うことは可能。

- ・「法曹コース」の設置は、予定であること。
- ・「法曹コース」の学生が、必ずしも 3 年で卒業できるとは限らないこと。
- ・「法曹コース」の選択が、法科大学院への入学を確約するものではないこと。

Q 67 連携法等の改正を踏まえた関係政省令等の改正スケジュールとその内容はどのようなものか。

A 67 法科大学院教育の充実に向けた連携法改正を踏まえた専門職大学院設置基準の改正、法曹養成連携協定（法曹コース）に関係する省令の制定等の所要の措置を中教審法科大学院等特別委員会等において御審議いただき、パブリックコメントを経た上で、本年秋頃に公布する予定。

また、法曹コース設置における留意等をまとめたガイドラインについても本年秋頃に公表する予定です。

これらの内容については、可能な限り検討段階のものから各大学に情報提供し、本年秋以降に法曹養成連携協定の認定申請を受け付け、令和 2 年 1 月中には認定することを予定している。

Q 68 関係法令の公布・施行前であっても、協定を締結する予定の法科大学院と、当該法科大学院の未修一年次の学習内容と同等の内容を修めることができるカリキュラムとして合意できていれば、次年度新入生に対し、法曹コースのカリキュラムやコースの選択要件を提示することは可能か。

A 68 法的な効果は生じないが、現在の中央教育審議会の審議状況を踏まえ、法

曹コースを開設しようとする大学と協定を締結予定の法科大学院が合意できれば、準備を進めることは可能。

Q69 法曹コースに関する法令の改正前に入学した学生に対して、「6 法曹コースと法科大学院との接続」で整理されている特別選抜を実施しても構わないか。

A69 現在の法科大学院既修者コースへの学生の受入れに関しては、既修者認定試験の実施により、対象となる1年次配当の必修科目を一括して行うこととなっており、学部学生の成績をもとに既修者認定を行うことはできないことから、特別選抜の対象は、2019年度の大学入学者からの対象となる予定。

なお、現行の制度運用の下で、早期卒業や飛び入学予定者を対象とした入学者選抜の実施を妨げるものではない。

Q70 学部入試について、法曹コースへ進むことを念頭においた推薦入試枠を2019年10月から導入したいと考えているが、2年前予告ルールは適用されるか。

A70 入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表することが必要であることから、この趣旨を踏まえ、各大学の判断において適切に実施すべき。なお、その他の変更についても、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努めること。

Q71 法曹コースを設置する学部の授業の質について、法科大学院の認証評価の対象となるか。

A71 学部の授業が法科大学院の認証評価の直接の対象となることは想定していないが、協定内容及びその履行状況は法科大学院の認証評価の対象となり、法曹コースを設置する学部の授業の質について間接的にはあるが、評価の対象となる。

なお、評価の実施にあたっては、法曹コースの教育の実施状況等を法科大学院がどの程度把握しているか等の観点から法科大学院が保有する資料を基に評価することとし、評価のために法曹コース設置学部から新たな資料を要求することがないよう、今後、認証評価機関と調整したい。

Q72 入学後に学生が選択可能なコースを新たに設けることは可能か。

A72 コースの新設は可能であると考えられるが、新設時点において在学中の学生が新設されたコースに転ずることができるか否かについては、当該学生が当該新設コースに中途より転じたとしても当該新設コースの教育目標を達成できる場合に限るべきものと考えられる。

Q73 学生の不利益にならなければ、在学中に卒業要件を変更することは可能か。  
(例えば、「卒論必須」から「卒論または専門分野から8単位」に変更し、在学中の学生から適用)

A73 学生は入学時に定められていた卒業要件の達成を目標として数年次にわたり計画的に学修するものであることから、教育目標のより効果的な達成が確実となるなど、特別な場合を除けば、一般論として在学中に卒業要件を変更することは適切ではないものと考えられる。

【連携法改正関係（連携協定以外）】

Q74 連携法の改正により、早期卒業・飛び入学による入学希望者（以下「早期卒業者等」と呼ぶ）に対し法科大学院入試において「適切な配慮」を行うことを要することとなるが、「適切な配慮」の対象となる早期卒業者等には、法学を履修する課程以外の課程の早期卒業者等も含まれるのか。

A74 法学を履修する課程以外の学部出身者も含まれる。

Q75 改正連携法の施行日は令和2年4月1日となっているが、法学未修者、社会人、早期卒業・飛び入学により入学しようとする者に対する入学者選抜における配慮義務の適用は令和3年度入学者選抜からでよいか。

A75 貴見のとおり。

Q76 法学未修者、社会人、早期卒業・飛び入学により入学しようとする者に対する入学者選抜における配慮内容として、一般の受験生とは別の方法で入試を実施する必要があるか。一般の受験生と同様の試験を実施し、合否判定時に優先枠を設けて対応するということでも問題ないか。

A76 配慮の内容は、選抜枠を別にする方法だけではなく、一般の受験生と同様の試験を実施し、合否判定時に優先枠を設ける方法も考えられるが、後者の場合には、優先枠が設けられていることだけではなく、選抜基準が異なることを募集要項等で予め受験生に明示することが必要。

Q77 改正連携法第10条の「職業経験を有する者等への配慮」について、昨年度から「入学者に占める未修者や社会人の割合を3割以上とする努力目標」が撤廃されたが、改めて優先枠を設定することになるのか。

A77 数値基準については設定しないこととしたが、法学未修者を含む多様な人材を法曹として養成するという基本理念に変更はなく、今回の連携法改正において入学者の時期・方法等について、未修者や社会人に対する配慮義務を規定したものである。

なお、どのような選抜枠を設ける場合でも、入学者の質を確保することは当然に必要であり、質が担保されないような選抜を実施することは適切では

ないことに留意願いたい。

Q78 改正連携法第10条の規定による入学者選抜における配慮義務について、法学を履修する課程以外の学生が早期卒業・飛び入学により進学するときに、既修者コースに進学する場合と未修者コースに進学する場合では、それぞれどのような「配慮」が必要なのか。

A78 法学を履修する課程以外の学生が早期卒業・飛び入学により、既修者コースを志望する場合は、想定される配慮は法学を履修する課程の学生と異なるものはないと考える（選抜の時期や試験実施科目への配慮等）。

また、未修者コースを志望する場合には、配慮内容は法学を履修する課程以外の大学の課程を4年かけて卒業した者に対する「配慮」と同じ内容が考えられる（理系学部等からの入学者の枠の設定等）。

Q79 学校教育法の一部改正により、大学院への飛び入学の資格について、当該大学院を置く大学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者に加えて、当該者と同等以上の資質・能力を有すると認められる者が追加され、今後、文部科学省令により、その判断材料として法科大学院の「既修者認定試験」を規定するとのこととあるが、「既修者認定試験」とは何か。共通到達度確認試験のことか。

また、その試験はいつ実施されることになるのか。具体的にどのように活用されることが考えられているのか。

A79 専門職大学院設置基準第25条第1項の規定に基づき、「当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する」か否かを判定するために各法科大学院が実施している既修者認定試験のことである。

また、現在の既修者認定試験は、各大学が適切な時期に実施しているものと認識しているが、飛び入学の判断材料とする場合には、その判断をする時期までに実施することになり、当該試験の成績を、学部成績と併せ考慮して、飛び入学の可否を判定することを想定している。

#### 【その他（司法試験法改正関係）】

Q80 司法試験科目に選択科目が引き続き存置されることになったが、仮に司法試験の時期が既修2年次の夏に実施される場合、現在の年間登録単位数の標準である36単位を見直さなければ、既修者のカリキュラムではほとんど選択科目を履修する余地がない恐れがある。

履修登録上限の標準単位数について、何らかの緩和措置が必要ではないか。

A80 履修登録上限の標準単位数を超えて履修登録が可能となる方向で、中央教育審議会にて御議論いただく予定。

Q81 改正連携法第4条第1項第3号の規定を受けて規定される予定の専門職大

学院設置基準においては、司法試験における選択科目に相当する科目のうち、1科目を、法科大学院の必修科目とすることを求める予定である理解して良いか。

改正連携法第4条第1項第3号の施行は2020（平成32）年4月1日であるところ、上記専門職大学院設置基準の定めは、同日に法科大学院に入学した者のうち、専ら未修者コースに入学した者への適用を想定しているのか、それとも、既修者コースの入学者への適用も想定しているのか。

- A81 ①専門職大学院設置基準においては、司法試験における選択科目の一つを必修科目とする予定である。  
②既修、未修両方が対象となる方向で検討する予定であるが、学生の負担とならないよう配慮して規定する。

Q82 「選択科目相当科目の履修義務付け」の対象とされる科目は、現在の司法試験選択科目のすべてか、あるいは一部か。また、それぞれの科目の単位数は何単位か。

また、一部だとすると、何科目か。またそれぞれ何単位か。省令で定めるとされているが、現在、わかる範囲で回答願いたい。

- A82 一部であり、科目数は一科目を想定。単位数は検討中。